

卒業・進級判定基準

第1条 卒業・進級の判定基準は以下のとおりとする。

1. 30単位以上を修得した者は進級。合計62単位以上を修得した者は卒業することができる。
2. 上記1に該当する者は卒業・進級判定会議により最終決定する。

出席率	評価点数	成績評価	合否	進級・卒業判定
66.7%以上	100～90点	A	合格	30単位以上を修得した者は進級。合計62単位以上を修得した者は卒業。
	79～70点	B		
	69～60点	C		
	59～0点	D	不合格	

※上記以外の者は原級留め置きとする。